

# 会 議 録

## 1 会議名

第2回上越市自治基本条例検証委員会

## 2 議題（公開・非公開の別）

- ・条例の検証（公開）

## 3 開催日時

令和4年12月26日（月）午前10時から午前11時10分まで

## 4 開催場所

上越文化会館 中会議室

## 5 傍聴人の数

1人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委員：丸山景子、上原みゆき、熊木敏夫、新保絵梨、吉田実、河西富美子、村田敏昭、吉田昌幸
- ・事務局：野上自治・市民環境部長、田中自治・地域振興課長、佐藤自治・地域振興課参事、白倉係長、草間主任

## 8 発言の内容（要旨）

### (1) 開会

#### 【佐藤参事】

皆様おはようございます。

本日は、年末の差し迫った中、天候も悪い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それではただ今から、第2回上越市自治基本条例検証委員会を開会いたします。

会議に入ります前に、前回の会議で欠席されました河西富美子委員から、一言自己紹介の方をお願いしたいと思います。

#### 【河西委員】

前回欠席してしまったのですが、上越国際交流協会の河西富美子です。

今回委員会のメンバーに入れていただきまして、ありがとうございます。

私たちは、日本語支援や外国人相談などのほか各種イベントを通して、在住外国人の方と接しております。

近年その人口が増えているということでもますます必要になってくるのではないかと考えております。

在住外国人の方にとって住みよい上越市になるようにと願っております。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

#### 【佐藤参事】

ありがとうございました。

続きまして、配布資料の確認をお願いいたします。

お手元に資料リストがございますので、そちらをご覧ください。

まず、本日の次第、それから資料No.1「自治基本条例に係る検証報告書（素案）意見一覧」、参考資料①「平成 29 年度見直しからの主な変更点」、参考資料②「平成 29 年度見直しに係る市議会への検証状況の報告等について」をお配りさせていただいております。

あらかじめ資料No.1 につきましても、委員の皆様から事前にご提出いただきましたご意見をまとめたものであります。こちらは後ほど、次第の 2「条例の検証」の際にご覧いただけます。

そして、参考資料①につきましても、前回の会議で岡田委員からご意見をいただきました、前回平成 29 年度の見直しとの比較資料として、主な変更点をまとめたものであります。

参考資料の②につきましても、こちらも前回の会議で丸山委員からご意見をいただきました、市議会への検証状況の報告の記録として、平成 29 年度見直し時の議会への報告の記録と、条例改正が必要となった場合のスケジュールを記載したものに なります。

記録につきましても、初回である 11 月 20 日の記録のみ掲載しましたが、それ以降の会議録につきましても、QR コードを記載し、上越市ホームページ内の会議録の検索からご覧いただくようお願いしております。

印刷したものをご希望される方は、後ほどお申し出くださるようお願いいたします。

また、追加資料といたしまして、当日配布資料として、「平成 29 年度見直し、平成 24 年度見直しにおける条例改正に関する議論について」と「意見提出用紙」をお配りさせていただきました。

「条例改正に関する議論について」につきましては、こちらも後ほど条例の検証を行う際にご説明いたします。

皆さんお手元にはない資料はございませんでしょうか。

それでは、検証委員会開催要綱第5条第3項の規定に基づきまして、この後は吉田座長に会議を進行していただきます。

吉田座長よろしく願いいたします。

## (2) 議事（条例の検証）

### 【吉田座長】

それではただ今から議事に入らせていただきたいと思います。

次第の2、「条例の検証」になります。

今日の会議に先立ちまして、資料1に示されているように委員の皆様からは事前にご意見を提出いただきました。

今日は、まず前回において、委員会の設置目的、それから社会経済情勢に照らして条例の検証を行う基本的な進め方に関してはご了承いただきましたので、検証報告書の素案を基に、2-1 人口動態から順に、項目ごとに検証を進めていくという形で進めていきます。

それぞれの項目の中で、委員から事前にいただいた意見がある場合は、資料1を見ながら議論を始めます。

その後、事前に提出いただいたもの以外のご意見やご質問もありましたら、議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

なお、本日は11時半を目途に終了ということをご予定しております。進められるところまで進めていくという形になりますので、ご了承をいただきたいと思います。

事務局の方で目安はありますか。

### 【佐藤参事】

おおむね2-6 人権のところまでを目途に進めていただければと思います。

### 【吉田座長】

分かりました、ありがとうございます。

議論がたくさんあれば、そこまでいかないかもしれませんが、時間の許す限りそれぞれの項目で検証していきたいと思っております。

それでは、まずは事前にいただいた資料1にありますように、内海委員から意見を、全体を通じてということで意見を伺っていますので、まずそこから始めた上で、2-1

人口動態について見ていきたいと思ひます。

まずは、事務局の方からそれぞれ事前説明についてお願いしたいと思ひます。

**【佐藤参事】**

ありがとうございます。

それでは資料No.1 をご覧ください。事前に委員の皆様からいただいた意見を取りまとめた表でございます。

今ほど座長からありましたとおり、内海委員から全体を通じて意見を 3 点いただいておりますので、順に説明してまいりたいと思ひます。

まずNo.1、全体を通じて内海委員からは、協議の前提として、もう少し条例の実質的な意義を委員の皆さんにアピールしていただいても良いのかなと思ひました。例えば、総合計画、パブリックコメント、地域協議会などを市の都合で簡単にやめることができないようになっているとか、かつて策定委員の皆さん同士での繋がりができたといったことは、意義の一つであると思ひます、という意見をいただいております。

今日内海委員がいないので、これ以上どういった趣旨があったかということは、文字面でしか確認できませんけれども、このとおりに理解させていただいて、私どもの方で対応方針案として書かせていただいておりますので、そちらの方に目を移していただければと思ひます。

対応方針案といたしまして、ここでは内海委員のご指摘、ご意見を踏まえまして、委員の皆様から自治基本条例の実質的な意義につきまして、改めて記載させていただき、委員の皆さんからご確認、ご認識いただければということで書かせていただきました。

自治基本条例では、自治の基本理念や自治の基本原則にのっとりた市政運営の推進を市長等や市議会に求めており、例えば次のことが定められております。総合計画を策定し、計画的な市政運営を行う。市政運営に係る重要な事案を決める際に、事前にパブリックコメントを実施し、情報共有や市民参画の促進を図る。市政運営に関する情報の積極的な提供や、分かりやすい説明を行う。都市内分権として、市民が身近な地域の課題を主体的に解決し、特徴的・個性的な地域づくりに取り組むことができる仕組みを整備する。その仕組みとして、地域自治区、地域協議会事務所を設置する、ということであります。

また、内海委員からの意見にありますとおり、今回のような条例を見直す過程を通じまして、委員同士での繋がりが生まれるということもあろうし、将来の地域や自治体の在り方について、市民、委員の皆さんと行政とがともに考える機会を持つという

点でも、確かに意義があるというふうに考えておりますので、そのように申し添えたいと思います。

全体を通じて3点ございますので、説明の方を進めさせていただきます。

No.2になります。こちらは、条例の使い手として、市職員の意見も重要であると考えます。市のセルフチェックが既に消化された状態にあると思いますが、内部の、市内部のという意味だと思えますけれども、議論で論点となったことがもしあるようであれば、検証委員会でも参考までに提示いただけると幸いです。検証委員の皆さんに承知しておいていただいた方が良いでしょう。あらかじめ提示されたいというご意見だと思います。

これにつきまして、セルフチェックという言葉もございますけれども、今回の見直しに当たりましては、市では自治基本条例の規定に基づく市の取組(条例、計画、制度等)に関しまして、2回目の見直し後に当たります平成30年度からこれまでの間における取組の状況、取組を巡る社会経済情勢の変化、自治基本条例の規定に係る評価についてセルフチェックを実施しております。

セルフチェックというのは、社会経済情勢の変化に照らして、条例の規定に不備が生じていないかどうか、また、条例の規定と市政運営との間に乖離が生じていないかという視点から行政内部で行ったものであります。

こうしたセルフチェックを行いました結果、第20条個人情報保護の規定を除き、とありますのは、これは前回も少し触れましたけれども、国の法律改正に伴いまして12月の市議会で改正した規定でございますけれども、これを除き、自治基本条例の改正の必要性があると評価された項目、論点は、特にありませんでしたというふうに書かせていただいております。

3点目、No.3になります。仮に条文(言葉)の見直しについて議論が生じた場合ですが、そもそもその言葉がなぜ選定されたのか、あるいは、なぜ他の言葉を選定しなかったのかを知った上で、議論する必要があると思います。条例策定時やこれまでの見直し作業の中で様々な検討が行われた結果、今の表現になっているのであって、その経過を抜きにして軽々しく変えることはできない、改悪になるおそれがあるからです。

今回仮に見直しを議論するような状況になって、実は過去にもそういった同様な議論があったという場合は、その情報を出していただきたいですし、次回の見直しのためにも、今回の議論はストックしておいていただけるとありがたいです、という貴重なご意見でした。

これにつきましては、今後の検証を通じて、これからのこの検証委員会での検証を通じまして、具体的に条文、言葉の見直しについて議論いただくような状況になった場合に備えまして、過去の検討経過をお示ししたいと考えまして、本日資料の方を付けさせていただきます。

先ほどお話しました、当日配布資料①をご覧くださいければと思うのですが、本日お配りいたしました当日配布資料①におきまして、前回、前々回での条例改正に関わる議論を整理させていただいておりますので、後ほどご覧くださいとともに、今後、条例の条文、言葉の見直しについて議論が深まった場合には、こちらの方を適宜振り返りながら、必要に応じて活用してまいりたいというふうに考えております。

それから、これからのこの検証委員会での議論についても、次回の見直しに向けてきちんとストックして繋いでいくべきだというご意見につきましても、このとおりですので、この度の見直しにおけるご議論につきましても同様に整理した上で、しっかりと次に引き継いでいきたいというふうに考えております。

内海委員からいただいた全体を通じてのご意見 3 点につきまして、対応方針までご説明させていただきました。

#### 【吉田座長】

ありがとうございます。

まずは全体を通じてということですが、条例自体の実質の意義等々は、前回も言いましたが、パンフレット等もあるかと思うので、ネット上とかにも載っていますので、そちらを見ていただけるといいかと思えますし、前回配られた逐条解説書の最初の前文のところにありますが、これ自体が自治の最高規範となっているということなので、非常に重要なものであるという点では、いろんなところに関わっている。

だからこそ、軽々にいろんな文章を書き換えられないということもあるのですが、ただ今回の検証委員会の中で、いろんな社会経済情勢等々の変化を見て、どう考えてもこれが成り立たないみたいなことがあるかどうか、あった場合やっぱりそこを直さないといけませんよねと。例えば、あまりにも人口が減りすぎていて、地域自治が今の制度で成り立たないような状況になっていた際に、必要であればその条例の部分を書き換える必要があるのかどうか等々、そういったところを検証していくというのがこの会の趣旨かと思えますので、それを踏まえた上で、今回内海委員がいなかったのですが、この意見を参考にさせていただけるといいかなと思います。

その他、皆さんの方で何か全体を通じて、コメント等ある方いらっしゃいますでしょ

うか。

よろしいでしょうか。

それでは、2-1 人口動態に入っていきたいと思います。

こちらの方も、まずは事前にご意見を伺っておりますので、事務局の方から説明をお願いします。

**【佐藤参事】**

それでは、事前に内海委員からいただいた意見について先にご紹介させていただきます。

今、検証報告書 7 ページの 2-1 人口動態に入りました。

こちらの方で内海委員からのご意見です。

上越市の状況について、はじめに総人口の減少について…

**【吉田座長】**

すみません、前回配られました検証報告書の素案は、皆さんお持ちでしょうか。

前回配ったので、忘れた方がいたらいただいて、そちらも見ていただけるとむしろいいかなと思います。

こちらの 7 ページ目からになっていますので、僕も今日忘れてしまい事務局からもらったので、もし忘れての方がいらっしゃれば。これを検討する会なので、これがないと。皆さん大丈夫でしょうか。

私も忘れてなんですけども、次回以降もお持ちください。

これと、あと逐条解説書は、次回もまたお持ちいただけるといいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

よろしいでしょうか。

では、説明すみません、お願いします。

**【佐藤参事】**

それでは改めまして、7 ページの 2-1 人口動態のところから始めたいと思います。

上越市の状況について、はじめに総人口の減少について書かれていますが、次に地区別に見ると人口増減に大きな差があること、特に中山間地域での減少率が大きいことや、これまで人口増を続けていた市街地郊外も減少に転じつつあることが大事であると思います。端的に言えば、地区によって人口増減に大きく差があることを一言触れてあると良いと思います、というご意見です。

条例を変える根拠というよりも、コミュニティなどの在り方を、今のうちに皆さんか

ら考えていただく、私たちが考えておくことの重要性に繋がってくると思います、というご意見でした。

このご意見を踏まえまして、私どもの方では、第 1 回上越市総合計画審議会資料に即しまして、当市の総人口の減少の箇所、次のとおり地区別の状況を追加することとします。平成 22 年から令和 2 年までの 10 年間の人口増減を地域別に見ると、和田区、春日区、有田区の 3 区を除き、全ての区で人口減少の傾向にあり、中心市街地である高田区、直江津区でも減少している。安塚区、大島区、牧区では減少率が 25%を超えており、次いで谷浜・桑取区、吉川区、中郷区で減少率が 20%を超えている、という記載を今回追加させていただいております。

#### 【吉田座長】

ありがとうございます。

本日提出している委員がいないので、これに関して特に意見という議論がなかなかできないところではありますけども、区というか、人口増減ということから見た時にそれぞれグラデーションがあるので、その点をしっかり示しておく、特に人口減の割合が高い地区では将来的に見てこの区自体がそのままの状態では成り立たないということがあり得るので、その点では、この点を加えておくということでしょう。

さて、その他意見シート以外で、本日この人口動態の点に関してご意見のある方、ご質問のある方、伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

文章を付け加えるということなのですが、あわせて例えば参考資料としてのグラフとか、そういったものも付けられるとなお良いのかなと思いますので、ちょっとご検討いただけるといいかなと思います。

他よろしいでしょうか。

では、この点については、先ほどもご意見あった点も踏まえて事務局の方で修正した上で、次回の委員会の時に確認するという形にしたいと思います。

それでは、次に素案の 11 ページ目の 2-2 産業の部分に移りたいと思います。

こちらに関しては、事前のご意見はないのですが、事務局の方で特に説明、追加はないですね。

委員の皆さんの方から、こちら 2-2 についてご質問、ご意見を伺えたらと思いますが、いかがでしょうか。

#### 【丸山委員】

丸山です、おはようございます。

産業の分析の中で、外国人労働者という項目があるのですが、上越市として外国人労働者というのは多分増えつつあると思います。

産業イコール外国人の方がすごく労働されているということが私たち一般市民の目からも多く見られることがあるのですが、そういう方たちに対しての雇用対応、上越市は外国人の雇用を増やしていこうとするという考えがあるのか、それとも、外国人に対応するということは、いろんな国があると思うのですが、いろんな生活面だとかそういったことに関わりながら産業に携わると思うのですが、今時点で上越市ではどういった国からの人が、いろいろあると思うのですが、そういう対応をされて、またそれに問題点というのは何かあるのか、教えていただければと思います。

#### 【田中課長】

細かいところになるとまた確認が必要なことがあるかもしれないのですが、外国人の労働者の雇用ということですので、行政としてどうこうではなくて、まさに企業のお考えで判断されているものであります。増加傾向に確かにあるかというふうに認識しております。

働く場だけではなくて、例えば家族と一緒にこちらに来られる方々もたくさんいらっしゃると思いますので、今、市では例えば言葉の壁を取り払って、医療サービスを受けたいけど困るというような際に、そこを解消しようということでの医療通訳の派遣ですとか、あるいは保育、学校生活でしょうか、少しでもということで、小中学校に日本語支援ですとか保護者面談の際に通訳を用意したりとか、あるいは生活日本語教室を開催したりとかということをやっています。当然、外国人の相談窓口自体は設けております。

あとは、受け入れる日本人としての上越市民も、外国の方に伝わるようなやさしい日本語を習得しようというそういった取組を市の方で行っております。

雑駁なのですが、今そんな状況であります。

#### 【吉田座長】

よろしいでしょうか。今のところは、2-6 人権にも関わる場所なので、必要であれば後でまたみていきたいと思います。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、2-2 産業の点については、以上の形で進めていくという形になります。

次は、14 ページ目の 2-3 財政運営になります。

こちらに関してご質問、ご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

### 【田中課長】

財政用語、難しい用語がたくさんちりばめられておりますが、全体としてこの間、計画的な財政運営ということで収入を的確に見込んでそれに見合う歳出、いわゆる事業を組んで予算を作ってきたという経過がありますので、後段記載のとおり、基本的に財政の例えば弾力性ですとか、あるいは借り入れたお金の返済に対する市の体力といった点は、改善の傾向にあるというふうに記載されてあります。

これを引き続きやっていかないと財政的に厳しい状況が続くだろうとは思っておりますが、ここまでの間では計画的に取り組んできていますということが記載されておりますので、ご承知おきください。

### 【吉田座長】

よろしいでしょうか。

それでは、次に2-4 地方分権のところに入っていきたいと思えます。

地方分権のところに関してご意見、ご質問を伺いたいと思えます。

いかがでしょうか。

### 【佐藤参事】

それではこちら、資料No.1 のところで、ページが入っていなかったのですが、No.5 がちょうどこちらの2-4 地方分権に該当するご意見でございましたので、こちらの方を先にご紹介させていただきたいと思えます。

これは、村田委員からいただいたご意見であります。ご意見といたしましては、内容を付け加える必要があるのではないかと。どういった内容かということ、中川新市長になられて、地域協議会が今年度から自治区改革によって大きく変化してきています。よって、基本的な条例はそのままでいいのでしょうか。地域協議会の在り方も変わったと認識しています。新市長が掲げている事業の一つでもあり、平成25年9月30日に公布されたものが、そのままでは改革が伝わってこないような気がいたします、というご意見を頂戴しております。

こちら村田委員が本日ご出席ですので、補足を委員の方からお願いします。

### 【村田委員】

今、佐藤参事から読んでいただいたとおりなのですが、現実に私ども、地域協議会を運営していく中で、非常に痛切に地域協議会の在り方というのが変わっていくのだという認識がありまして、この機会にこの条例にそういうことが載っているのかと思ひながらこの条例も確認したのですが、本当に外枠というか、大まかなことしか書かれて

いなくて、その中身、例えば権限だとか在り方だとか、そういうようなことが何も載っていないような気がしたので、何も変えないでもいいのかとは思いつつも、地域協議会の在り方がこう変わっていくのだから、条例にもそういうことを付け加えたら分かりやすくもいいのかとそんなふうに思ったことで、そんなに大々的に注釈を入れたわけではないのですが、事前に28区に皆協議会があるわけですから、協議会全体がそういうふうに関心を持っていることではないのかと思って、言わせていただきました。

**【佐藤参事】**

ありがとうございます。

それでは、あらかじめ用意させていただきました対応方針案がございますので、こちら読み上げますけれども、また適宜、議論の方を深めてまいりたいと思います。

この度の村田委員からのご意見を踏まえまして、まず、地域活動支援事業の審査が地域協議会でこれまで行われてまいりましたけれども、こういったものを今年度行わなくなった点などで、その具体の取組内容が変わったところもあると思われまふけれども、地域協議会の本質といたしましては地域自治区の住民の代表者が地域の課題や市長からの諮問等について話し合う場、と逐条解説でなっておりますし、そうした本質そのものが変わったということではないと考えております。

また、検証報告書の5ページにも記載してありますとおり、現在市では、地域自治推進プロジェクトのもと、地域活動団体や地域協議会等の在り方について検討を進めているところでありますので、検討の結果、条例の見直しを行う必要があると認めた場合には、改めてこの検証委員会等を通じまして、関係条項の必要性等についての検証を行いたいというふうに考えておりますと書かせていただいております。

**【吉田座長】**

このような形で対応させていただくという素案なのですが、村田委員、いかがでしょう。

**【村田委員】**

基本的なことが変わってはないのだからそういう説明になってくるのかと。ただ、実際私も運営している側では、変化しているのだから、条例にそういう中でそういうのを示してもいいのかという思いで。ただ、基本的な地域協議会の在り方については、おっしゃられるとおりそのものが変わったわけではないというのは承知いたしました。

ありがとうございます。

**【吉田座長】**

ありがとうございます。

32条、33条二つに関わる話かと思います。上越市は広いので、その中で都市内分権を進めていく、その際に、地域自治区を置く等々の話は決めて、委員は選挙で決めます、そこは決めている。あと、細かいところは別の条例で定めるみたいな形になっていますので、大枠というか、設置するというのをこの自治基本条例の中で決めておく、それ以外のところは別途定めるということなので、これ自体は大きな変更はないということですので。

ただ、今の村田委員がおっしゃられたような実態のところは当然ありますので、それに対応するような形で、今回は引き続き関連する条例のところを進めていくという形になるかと思います。

他の方でご意見、ご質問のある方はいかがでしょうか。

**【吉田委員】**

今の地域協議会の話に関連するのですが、私も春日区地域協議会の副会長をやっています、地域協議会の見直しをされているというのですが、その進捗状況は、やっぱり変わる可能性は大いにあるのですか。市長が変わったという前提もあるのですが。

**【田中課長】**

進捗状況という話になりますと、今内部で、机上で、過去を振り返りながら考えている段階ですが、もう間もなくとなるのですが、これから地域の団体の皆さんに、地域に入っていったらいろんなご意見を伺いたいと思っていますし、どこかのタイミングで地域協議会にも何らかの方法でご意見を伺うような機会も設けながら、地域協議会が当市の地域自治区、そして、地域自治区を設置している目的である都市内分権にどうふうな関わり方をしていくことが今後いいのだろうかということ、大分時間がかかるとは思っていますが、検証していこうというふうに考えております。

従いまして、今の時点で地域協議会をこうするとかというような一定の方向性は持たないようにして、あまり予断を持たずに、素直に検討していきたいというふうに進んでいるところです。

**【吉田座長】**

他の方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

**【田中課長】**

せっかくなので、よろしいでしょうか。

条例に規定してあるのがまさに都市内分権ということで、目的そのものを書いてあ

りますし、次の33条で都市内分権のための手段として、上越市は地域自治区を置きますよということを規定してあって、詳細は別に定めるということで別の条例としまして、今資料はございませんが、上越市地域自治区の設置に関する条例というものを規定してあります。

そこに地域協議会の権限ということで、市長その他の市の機関により諮問されたもの、市からよく諮問するのですが、それに対する答申、又は地域協議会が必要と認めるものについて審議、話し合っって市長に意見を述べることができる、これが権限になっています。基本的なそういう組立て自体は、何らここまで変わってきておりません。

期間は長かったですけれども、地域活動支援事業の審査に携わるというときがありました。基本的には今申しましたとおり、地域協議会の権限というのは、諮問に対する答申と、自主的に審議をして市長に、市政に関して意見を述べるこの二つでありますので、その本筋は、今のところここまで変わってないということでございます。

**【吉田座長】**

ありがとうございます。いかがでしょうか。

私の方から1点質問というか、現状を教えてくださいなのですが、37条人材育成のところ、市長等が自治やコミュニティ活動の発展を支える人材を育成するための機会を提供するとともに、体系的な育成に努めなければいけないとあるのですが、現状としてどういったことが行われていて、そこで今抱えている課題等々があれば教えてくださいと思います。

**【田中課長】**

体系的に人材育成、ここで人材とは市民を指しているかと思うのですが、育成に向けて実施をしているかと言われれば、今特段行われておりません。

例えば地区の公民館での生涯学習ですとか、いろいろな政策で必要に応じて講演会をやったりとか、ということを通じた意識啓発が今行われている現状であります。

ただ、これも、市長の方からも人材が不足しているということをおっしゃったので、地域自治推進プロジェクトの中でどんな手だてがあるのかということも含めて検討していかなければいけない項目だというふうに認識しております。

**【吉田座長】**

ありがとうございます。

努めなければならないとあるところなので、その点ですね、これは地域自治区のとこ

ろにも関係するかと思いますが、委員のなり手が少ないとか、そういったところも関係するかと思うので、条例としてはいいのですが、それが実になるようにしていただけたらなというふうに思います。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次、2-5、素案の20ページ目にいきたいと思います。情報の共有と適正な管理の部分です。

こちらに関して皆さんのご意見、ご質問を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

いかがでしょうか。よろしいですか。

(意見なし)

それでは、2-6人権のところいきたいと思います。

こちらに関しては、資料1で事前にご意見を伺っておりますので、そちらの方でまず、事務局の説明をお願いしたいと思います。

#### 【佐藤参事】

それでは資料No.1のNo.6、2-6人権のところでしたご意見です。

最近5年間は、SDGsやジェンダーの問題が特に話題に上がったかと思いますが、一言触れてあると良いかと思いますが、というご意見でございました。

これに対しまして、ご意見を踏まえまして、SDGsやジェンダーについて記載を追加させていただきたいと考えております。「誰1人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの17のゴールの中に「ジェンダー平等」や「人や国の平等」が掲げられており、国際社会が協力して取り組み、加速化していくことで一致し、我が国においても積極的に取り組んでいるという、外務省のパンフレットを元に追記させていただきたいと考えております。

#### 【吉田座長】

ありがとうございます。

文言を加えるというところ、情勢になるかと思いますが。

その他いかがでしょうか。

#### 【河西委員】

補足なのですが、先ほど在住の外国人が増えたことで何か問題がないでしょうかということをおっしゃったと思うのですが、上越市にある一つの問題というか、課題と申しますか、ここで暮らす外国人が急増したということがありますが、その原因の一つに在

留資格によって待遇が変わってくるということがそもそもの原因だと思います。

技能実習生という形で来られた方は、5年経つと一度帰国ということになっています。それから、家族を呼び寄せるということもできないのです。

ですが、上越市にいる外国人の方、労働者の方の多くは、技人国といひまして、技能と人文知識と国際業務という資格を持ってきています。彼らは、家族を呼び寄せることができます。ということで母国から、ほとんど女性なのですが、夫とか子供を呼び寄せるのです。

そこで生まれるのが、教育、学校現場、それから具合が悪くなったときの病院の医療通訳。この辺りのすごく需要が増えておりまして、なかなか大変な状況になっています。そういう問題があります。

私たちの関わってきた中で、昔は、日本人配偶者という方々が多かったので、家庭の中に日本語の環境がありました。でも、今度は、外国人だけの家庭環境になるわけです。日本語がないのです。その中に子供たちがいるということなので、子供の日本語をどう伸ばしていくかというのがすごく課題になっているということですね。

そういう面もあって、日本語指導という支援ですね、子供だけでなく、保護者の方々に対しても日本で暮らすというのはどういうことなのかというような情報を提供しているという現状です。

#### 【吉田座長】

補足ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。今の点に関してご質問等あれば、よろしいでしょうか。

#### 【丸山委員】

すみません、補足ありがとうございます。

私も子供を持つ中で、外国人のお子さんなのだろうなとかがいらっしゃる中で、やっぱり何をどうやったらいいのという、子供たち同士で教養を得ていく。

そして、この上越市に多分今後はそういった外国人の方たちが働けるような企業が参入してくるとなると、多分そういう方達も一緒について来られるというか、そういう仕組みが生まれるという未来が見えるのです。

そうしたときに、やっぱり人権として、いろんな人が、日本はあんまりそういうことが今ないので問題もないと思うのですが、入ってくると、いろんな宗教だとかそういったものを持ってらっしゃる方もいらっしゃる。子供たちは、その国によってはお参りに行くところがないとか、やっぱり小さなことなのですが、地域に住みながらも普通の生

活が馴染めてないというようなことが多分出てくる。その中で、やっぱりこういった人権の情勢分析の中で、条例がゆだねていかなきゃいけないところは一文加えることを将来に考えていかなきゃいけないのだなというふうには、個人的に思っています。

#### 【吉田委員】

今のお話のとおりだと思います。

私も今上越国際交流協会、JOIN の英会話教室に通っているのですが、やっぱり市の職員も含めてですけど、やっぱり外国から労働者として来られた方とかが通勤されているのを見かけたりしますけど、そういう方が、日本の人口が減る中で、労働力としてやっぱり海外から受け入れるところは、まだ増えてくると思います。

そういった受入れ体制をしておかないと、いろんなところに弊害が生じてくると思うので、やっぱり市全体で、英語圏の方が多いかもしいですね、外国の方を受け入れるための私達の会話力とか受入れ体制ですね、学校とか職場とかで。やっぱり職場に外国人の方を受け入れている方が英会話教室に来られたりします。各機関の受入れ態勢の整備をどんどんうたっていく、そういう時代ではないかと思うので。

第38条多文化共生ということで、世界の人々と相互理解を深め、多様な文化が共生し、と書いてありますが、それをもう少し充実するか、もう一度どこかに付け加えるか。

今観光もそうですよね。妙高周辺とかのインバウンド、外国人の方をどんどん、今アライリゾートもそうかもしれませんが、受け入れてきている。そういった市全体の、観光客も受け入れられるような環境づくり、そういうものが多分これから求められてくると思います。

私は、海外出張に行き、英語力のなさを痛感して、10年前から英会話教室に行っていますが、やっぱり通常の会話、挨拶ぐらいできるようになれば。

それから人材教育ですか、市の職員もそうですが、英検だとか TOEIC だとかいろんな資格を取っているという語学力のレベル確認とか、どんな課で何人いるとかそういった把握もされながら、資質向上に努め、そういう体勢を作るための報奨制度とかを設ける。

会社では、いろいろ資格を取ると報奨金が出るのです。もしくは、必要なものに選任されると資格手当が出るのですが、そういったものもあるだろうと思います。

だから、行政と民間とそういった体制づくりのための基本的な今後の方針を示す、そういうことが必要だというふうに思います。

#### 【吉田座長】

ありがとうございます。

**【野上部長】**

自治・市民環境部長の野上です。よろしくお願いします。

今、外国人の話が出ましたので、市の対応ですけれども、河西委員がおっしゃったとおり、技人国という資格で家族を連れて来られる方が今非常にたくさんいるということで、今、当部の共生まちづくり課というところが基本的には窓口や JOIN さんと連携しながら対応させていただいているところですが、やはり今後も教育とか医療の話で非常に日本語を話せない方が増えて来るということで課題になってくることがもう目に見えている。

ということで、今回の 12 月の市議会でも話題にはなったのですが、もっと強化して統一的な窓口ができる部署が必要なのではないかという議論がありまして、そうした、組織の話になってしまうので当部の案件ではなくなってしまうのですが、そういったしっかり強化した組織を立ち上げるべきではないかということで、また市の中で議論するという方向で今進んでおりますので、そのようにご承知おきいただければと思います。

**【吉田座長】**

他いかがでしょうか。

この点に関しては、私も少し意見がありまして、外国人市民という書き方をしていますが、彼らと一緒に、この市民参画、協働という観点から見れば、彼らとも一緒にまちづくりを推進していくという必要があると思うのです。

そうなったときに第 36 条、ここにはないのですが、第 36 条のコミュニティのところで、コミュニティへの参加を通じて共助の精神を育み云々とあり、解説を見ると、もちろんそのコミュニティにはこれこれが含まれるとあるのですが、ここに外国人市民の人たちが関われるものが入っているのだろうかという点がちょっとやっぱり気になる。

彼らはやっぱりお客さんではないので、我々と一緒にやはりそのまちづくりを推進していく市民のメンバーとしてとらえたときに、ここの解説のところに何かしらうまく入れるか、町内会とかに入っていますよということもあるかもしれないのですが、メンバーとしては、実態としてどうなのかというところがそこが気になるという点。

併せて、だからその情勢として、情勢分析としてはこれでいいのですが、そうい

う外国人市民も、単に受入れ体制とかという話だけではなくて、ともにまちづくりと一緒にやっていくメンバーとしてとらえられるような文言に少しでもなるといいのかなと。人権の話なのであれですけども、他の第36条のところと関わる話で、そういった要点も入れられるといいのかなというふうに議論を聞いて思いましたので、できれば対応していただきたいというふうに思います。

その他いかがですか。

#### 【田中課長】

自治の条例でございますので、今ここで受入れというところまでの記載ですが、その先といいますか、自治に参画いただくという考え方等々は、条例は別としても、現状の解釈、情勢分析等々に書き加えるというのにはありかというふうに今感じました。

なお、一部の地域で多くの外国の方が住んでいらっしゃるところがございますが、私が聞く限りでは、地域としても外国の方、住んでいらっしゃる方々と仲良くやっていきたいということで何かしてみようというような機運も高まっているというふうに聞いていますので、まずは、ちゃんと受け入れてちゃんと会話が成り立つような関係性を築くというところからスタートしているのだろうなというふうにとらえております。

#### 【吉田座長】

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今日は2-7 非核平和に係る社会動向についてまで見ていきたいと思えます。

こちらに関して、何かご意見、ご質問、いかがでしょうか。

(意見なし)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

もう少し進んでもいいのですが、今日はここまで、大体目安を超えた形になりましたので、そうしたいと思えます。

よろしいでしょうか。

では、以上で議事は終了という形になります。お返しします。

#### 【吉田委員】

今ニュース等でやっている第3セクターの不祥事の件で、関連するのが出資法人でしょうか。第27条は財政かどこかで関係しているのか、条例ごとの資料ではないから、この報告書。大項目と条例の相関がよく分からなくて。

第27条出資法人の関係なのですが、今回不正の申請という話がありましたよね。

第27条第1項で書かれていると思うのですが、3行目からの市の出資した目的が効

果的かつ効率的に達成できるよう経営状況について報告を徴すると書いてあるのですが、大切なことは、ほとんど市の出資率が高いところなので、やっぱり市がしっかり報告を求めるのではなくて監査に行きなさいと言いたいのです、監査。

物事がいろんな決まりとかでちゃんと運営されているかというのは、内部なり外部の人が監査してその状況を把握するのですね。そういった監査という一文をちゃんとしっかり入れて欲しい。

報告を待つのではなく、聞きなさい、監査に行きなさいと私は言いたいのです。

そういうことで、しっかり管理するために、そういった監査という言葉も加えたらどうかと思いました。

#### 【田中課長】

ありがとうございます。持ち帰らせていただいて、担当の部署と協議させていただきたいと思いますが、基本的に出資者としての行政でございますが、第3セクターそのものが民間の発想力、柔軟性も期待しての仕組みだったという理解でありますので、そういった監査に行政が入る、変な言い方をするとコントロールということも含めて、行政の関わり方というのがやっぱり何か当時考え方があったかと思っておりますので、その確認も含めて持ち帰らせていただきたいと思います。

#### 【吉田座長】

その他よろしいですか、皆さん。

#### 【丸山委員】

補足で、今の点についてなのですが、監査というよりも、こういうことが問題になることによって他の指定管理者とかそういった人たちがやっぱりどうなるのかという不安を覚えるのです。

市が監査に入るというよりも、市がやっぱりちゃんと指定をした業者を選定して決めたわけですから、やっぱりそこは民間でしっかりと責任を持って市にご提示をできるような環境づくりをしないといけないと思います。

指定管理者だからといって市が監査に入るとかと言ってくると、またそれもいろんなことをやっている、私も経験したこともあるのですが、そうではなくて、民間がちゃんと責任を持って市の方たちに説明ができる。そういうような具体的なメンバーがいるのか、第三者がいるのかというのをやっぱり選定した中で、しっかり連携して現状を把握しながら経営を進めていっていただきたいと思います。

#### 【田中課長】

同じく参考とさせていただきます。ありがとうございます。

【吉田座長】

それでは、以上で今日の議事は終了という形にします。

(3) その他

【佐藤参事】

皆様には円滑な進行とご審議を賜りまして、どうもありがとうございました。

事務連絡が2点ございます。

次回の予定なのですが、次回第3回会議の日程につきましては、来月1月を予定しておりますけれども、こちらはまた調整させていただきまして、後日の連絡とさせていただきたいと思います。

2点目、次回の会議に向けた意見についてということで、次回の検証は、今日の続きということですので、2-8以降、またご質問、ご意見の方を伺いながら進めてまいりたいと考えておりますが、皆さん、もしあらかじめご意見の方をお示しいただけるようございましたら、事務局の方まで提出をお願いしたいと思っております。

提出方法につきましては、本日お配りいたしました意見提出用紙を使っていただきまして、1月6日金曜日までに、郵送、メール又はFAX等でご提出くださるようお願いしたいと思います。ご協力をお願いいたします。

それでは、事務連絡につきましては以上となります。

皆さんの方から何かございますか。よろしいでしょうか。

それではこれもちまして、本日の上越市自治基本条例検証委員会を終了いたします。

誠にありがとうございました。

9 問合せ先

自治・市民環境部自治・地域振興課自治推進係

TEL：025-520-5672

E-mail：jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。